

**<重要>「不備のある(EPA/GSP)原産地証明書等の取扱い」について
(ご利用になる前にお読みください。)**

1. 特恵税率を適用できるのは、経済連携協定等の規定に基づく相手国の原産品に限られます。税関が、原産品であることを確認するために、課税価格の総額が 20 万円を超える貨物を輸入申告される際には、原産地証明書、原産品申告書又は原産地申告(以下「原産地証明書等」)の提出又は法令に基づく保存が必要です。
2. 原産地証明書等については、記載事項漏れなどの不備がないことが原則となりますので、輸入申告にあたっては、税関 HP の原産地証明書記載要領又は日豪 EPA「自己申告制度」利用の手引きをご参照ください。
3. 記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性や記載内容の正確性に影響を与えないものについて、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効として取り扱います。「不備のある原産地証明書等の取扱い」は、税関における具体的な取扱いを示すものです。
4. 原産地証明書等に記載されている項目は、大きく分けると、(1)原産地証明書等の真正性に係るもの、(2)申告貨物との同一性に係るもの、(3)貨物の原産性に係るものがあります。上記3. の考え方から、
 - (1)原産地証明書等の真正性に関する項目(印影、発給当局の署名等)の不備については、原産地証明書等の真正性に直結するので軽微な誤りとする事はできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱います。
 - (2)原産地証明書等の申告貨物との同一性に関する項目(輸出者名、輸入者名、仕入書番号等)の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者がその他の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書等の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官等へご相談ください。
 - (3)原産地証明書等の貨物の原産性に関する項目(特恵基準(累積、僅少の非原産材料を含む)、HS番号等)の不備については、原産地証明書等は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとする事はできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書等は原則無効として取り扱います。ただし、輸入者がその他の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書等は有効として取り扱います。
 - (4)文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記(2)及び(3)において、輸入者がその他の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱います。

(注)記載が任意とされている項目の脱落は、無効の要因とはなりません。
5. 「不備のある原産地証明書等の取扱い」で無効とされる、あるいは含まれていない不備のある原産地証明書等であっても、特段の事情がある場合には、事前に原産地調査官等へご相談ください。
6. 申告前に原産地証明書等の不備が判明し、原産地証明書等の再取得等のために時間を要する場合で貨物の引取りを急ぐ場合は、原産地証明書等の提出猶予の取扱いに基づき、関税法第 73 条の輸入許可前引取制度(BP)をご利用ください。
7. 輸入貨物が原産地基準等を満たさない場合や原産地証明書が偽造であった場合には、特恵税率の適用が認められません。輸入申告前に経済連携協定等に定められた原産地基準と輸入貨物について、輸入者が有する情報と矛盾していないかご確認ください。
8. 通関審査や輸入者に対する事後確認により、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による確認を行うことがあります。